

気になる この用語

第37回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[改訂第3版] (ダイヤモンド社、2016年)「民法を読む技術・学ぶ技術」(ダイヤモンド社、2021年)など

善管注意義務 善意・悪意

はじめに

「昆虫博士」と呼ばれている友人がいます。見かけた虫たちの名前を次から次へと教えてくれます。そんな彼はいつもこう言います。「名前を知ると、その虫のことをもっと知りたくなる。まず、名前を知ることが大事なんだ」

今月から民法にかかわる用語をいくつか取り上げて紹介していきたいと思います。昆虫ほど魅力的ではないかもしれませんが、民法という法律の世界もなかなか面白いものです。

民法は大きく2つの分野から成り立っています。前半は私人同士(官と民ではなく、民と民)の経済活動のルールを定めています。そして、後半は親子関係や相続などのルールを定めています。ここでは、前半の経済活動のルールから用語を選んで紹介していきましょう。

善管注意義務とは？

最初に取り上げる用語は「ゼンカンチュウイギム」です。漢字では「善管注意義務」と書きます。しかし、これも略語で「善良な管理者の注意義務」というのが正式なところです。条文ではこんな感じで使われています。

(留置権者による留置物の保管等)

第298条 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。

2・3 略

民法の用語を紹介していきます。注意義務にも種類があるの？ 善意と悪意という言葉はなぜ作られたの？ 初回はそんな疑問に迫ります。

留置権者などという専門用語が出てきました。これも少し説明しましょう。

自転車が壊れたので自転車屋さんへ修理に出したとします。修理が終わっているようだったので持ち帰ろうとすると自転車屋のおじさんが、こう声を掛けました。

「部品を替えましたので修理代は5,000円になります」

このとき持ち合わせが無く修理代が払えなかったらどうでしょう。自転車の持ち主と自転車屋さんとの間で次のような会話が交わされることでしょう。

持ち主 「今、持ち合わせが無いので、今度持ってきます」

自転車屋 「分かりました。自転車はお預かりしておきます」

この「お預かりする」権利が留置権なのです。民法295条1項には「他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる」とあります。この場合、「その物に関して生じた債権」が「自転車の修理代の請求権」です。ですから修理代を受け取るまで、その自転車を留め置くことができるのです。

お客さまの自転車を預かっているのですから、雨ざらしにして置いておくわけにもいきません。それは修理のために預かっている場合でも、修理代を受け取るまで預かっている場合で

も同じです。

2つの注意義務の関係

善良なる管理者の注意義務というのは、その人の社会的、経済的な地位に応じて求められる注意義務のことをいいます。これは普通の注意義務より少し高いプロとしての注意義務です。このケースでは、自転車屋として商売している者に求められる注意義務といったところでしょうか。では、普通の注意義務はどう表現されているかという、民法には「自己の財産に対するのと同様の注意義務」というものがあります。

ある人がある物の保管をお願いして、相手がこれを引き受けたとします。これが寄託契約です。引き受けた者は、保管者としての責任が当然あるわけですが、無報酬の場合には「自己の財産に対するのと同様の注意義務」で保管すればよいとされています(民法659条)。

では、報酬を受けて引き受けた場合はどうでしょう。この場合には、通常、善管注意義務を負います(民法400条)。

プロとしての注意義務と、自分の財産に対する程度の注意義務。この2つの注意義務を場面に応じて使い分けているのが民法なのです。

善管注意義務違反のケース

もちろん十分に善管注意義務を果たさなかったことで損害が生じたら、損害賠償を求められる可能性があります。ただ、善管注意義務の具体的な内容は条文に書かれているわけではありません。そのため、善管注意義務違反となるかどうかは善管注意義務が求められている趣旨を踏まえて考えるしかありません。例えば、特定物の引き渡しの場合について定めた条文(有償の寄託の場合は当事者の特約で外さない限り、この条文の適用があります)では、「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良なる管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない」という記述にとどまっています。似たようなケースについての

判例があれば大いに参考になるでしょう。

善意と悪意

今月はさらに「善意の第三者・悪意の第三者」などと使われる、善意と悪意という用語についてもお話ししましょう。善意といっても、心のやさしいというような意味はありません。民法などで「善意」とあれば「事情を知らない」と言い換えることができます。善意の第三者といえ、事情を知らない第三者ということなのです。「それなら、事情を知らないと言えればいいのに……」と思うかもしれませんが、しかし、「事情を知らない」と普段使う場合には、事情を知らないことに対する非難めいた意味合いも含まれることがあります。民法などで使う「善意」は、単に「事情を知らない」という客観的な事実を表現しているだけで「良いか」「悪いか」の評価は含まれていませんし、「事情を知らない」ことに非難されるべき要素があるかどうかとも切り離されて表現されています。

なるほど、公平や正義を考えるうえで、事情を知らないことをめぐる事情は考慮しなければなりません。しかし、それは別な要素として考えられます。例えば、「善意でかつ過失が無い第三者」という表現があります。これは「事情を知らず、事情を知らないことについて落ち度が無い第三者」という意味になります。

一方、悪意は「事情を知っていること」を意味します。悪意の第三者とあれば、事情を知っている第三者という意味です。

同じ日本語であるだけに分かったつもりになりがちですが、そこに落とし穴があるのです。特に、日常でも使われる用語の場合には注意が必要です。

先日、「昆虫博士」に会ったら、いくつかの区別しにくい昆虫の話になりました。見分けるための方法も教えてくれたのですが、自分にとっては法律用語の区別のほうがまだ簡単なように感じられました。